

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（改正労働者派遣法第23条第5項）の規定に従い、当社における労働者派遣事業に係る情報を公開いたします。

1、労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	業務内容	①労働者派遣の料金 （1日8時間当たりの平均額）（円）	②派遣労働者の賃金 （1日8時間当たりの平均額）（円）	マージン率 （①-②）÷①
8	5	機械製図工	22,456	13,465	40.0%
1	1	庶務	18,352	11,855	35.4%

※マージン率とは、派遣先より派遣元に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

2、マージン率に含まれる費用

① 社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等事業主負担分）

② 有給休暇費用（年次有給休暇取得にかかる賃金）

③ 会社運営費

・教育訓練費用・福利厚生費用・健康診断費用・就業管理費用・募集費用・営業費用・事務所費・通信費 他

※教育訓練に関する事項

・新入社員研修・機械設計技術者試験対策・技術勉強会・C A D研修・その他各種研修

④ 営業利益

（マージンから上記の諸経費を差し引いた利益が営業利益となります。）

以上